

対象となる方に

平成28年度臨時福祉給付金と 年金生活者等支援臨時福祉給付金

(障害・遺族基礎年金受給者向け)を支給します

平成26年4月から消費税率が5%から8%へと引き上げられましたが、今年度も所得の低い方々への負担を緩和するため、暫定的・臨時の措置として、**臨時福祉給付金**を支給します。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくく、障害・遺族基礎年金等受給者の方々に支援を行うため、**年金生活者等支援臨時福祉給付金**を支給します。

平成28年度臨時福祉給付金

給付金の申請受付期間

(どちらの給付金も同じです)

9月1日(木)～12月1日(木)の平日

1日(基準日)において秩父市の住民基本台帳に記録されている方で平成28年度市・県民税(均等割)が課税されない方

ただし、以下の方は対象外となります。

①市町村民税が課税されている方に扶養されている場合

②生活保護制度の被保護者や中国残疾人等に対する支援給付の受給者となっている場合

※平成28年1月2日～平成28年10月1日までに保護が廃止または停止された方は除きます。

支給額
支給対象者1人あたり
3,000円(1回限りの支給)

年金生活者等支援臨時福祉給付金
(障害・遺族基礎年金受給者向け)

支給の対象となる方 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している方

支給額 支給対象者1人あたり30,000円(1回限りの支給)

※年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給された方は対象外となります。



ちちぶ在宅医療・介護連携相談室を開設しました

秩父圏域(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)では、保健・医療・介護・福祉の関係者と地域住民が密接に連携することにより、秩父にお住まいの皆さんのが安心して生活できる「ちちぶ版地域包括ケアシステム(愛称:ちちぶ いきあいシステム)」の構築を推進しています。

このシステムの一環として、秩父都市医師会の委託により、

「ちちぶ在宅医療・介護連携相談室」を市立病院内に開設しました。

この相談室は、本人やその家族をはじめ、地域の医療・介護サービス提供者からの在宅医療・療養に関する相談に、ケアマネジャーの資格を持つ看護師、社会福祉士がお応えし、在宅医療の連携拠点としてサポートしていきます。まずはお気軽にご相談ください。



ちちぶ在宅医療・
介護連携相談室
地域包括支援センター

●ちちぶ在宅医療・介護連携相談室

相談受付 月～金曜(祝祭日除く)の午前9時～午後5時
電話 25-5013

市報ちちぶ内記事で、FAX番号のない記事へのお問い合わせは、
秘書広報課(国24-7272)へFAXをご送付ください。